

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、柞田川沿岸土地改良区連合から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成21年4月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	西野 利秋	観音寺市大野原町中姫926番地1	平成20年3月11日